

# 地域未来投資促進法に基づく旭川地域の基本計画

旭川地域（旭川市，東神楽町，東川町）における製造業の産業集積状況を全道と比較すると、「家具・装備品製造業」「木材・木製品製造業」の集積度が際だって高く，道内で木工産業の集積が進んだ地域と言えます。今後，家具をはじめとする木製品製造業界は本法律に関する様々な支援制度を活用し，地域ブランドの確立・発信や海外マーケットへの進出・拡大といった取組により旭川地域の木製品の付加価値を高め，質の高い雇用を創出することを推進していきます。

## ●基本計画の概要

- 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）：旭川市，東神楽町，東川町
- 2 計画期間：計画同意の日（平成29年9月29日）から平成34年度末日まで

## ●地域の特性及びその活用戦略

「旭川地域の豊富な森林資源を背景とした木材関連産業の集積を活用した家具等製造分野」

## ●支援制度（制度・事業環境の整備）

- 1 不動産取得税，固定資産税の減免措置の創設
- 2 企業立地促進のための低利融資
- 3 地方創生関係施策など国の支援制度の活用
- 4 支援機関の機能強化 など

※上記制度の活用には，北海道知事による「地域経済牽引事業計画」の承認が必要になります。また，事業内容によって支援を受けられない場合があります。

## ●経済的効果に関する目標

- 1 地域経済牽引事業による付加価値創出額：6億円
- 2 旭川家具の製造品出荷額等：8.0%増（103.6億円 → 111.9億円）
- 3 旭川家具の従業者数：8.0%増（858人 → 927人）
- 4 旭川家具の輸出額：16.0%増（2.1億円 → 2.4億円）

## 想定される今後の取組み

- 1 輸出拡大事業（国際的な見本市への出展，海外バイヤーの招聘等）
- 2 新製品開発（北海道産木材の活用によるブランド化及び高付加価値化等）
- 3 設備投資（先端機械の導入及び工場等の新增設，産業観光の推進への投資等）
- 4 その他（インバウンド観光客向けの情報発信ツールの整備，人材育成システムの確立等）